

令和5年(ネ)第331号 代表役員の地位確認請求控訴事件

控訴人(一審原告) 芦原高穂

被控訴人(一審被告) 神社本庁

## 控訴理由書

令和5年2月15日

東京高等裁判所第20民事部係 御中

控訴人 芦原高穂

上記代理人弁護士 塩谷崇之

頭書事件につき、控訴人は、次のとおり控訴理由を提出する。

### 第一 総論

#### 第1 原判決の判断の誤り

原判決は、神社本庁における「神社本庁憲章」(昭和55年5月21日評議員会議決)(甲6。以下「憲章」という。)、  
「神社本庁役員その他の機関に関する規程」(昭和55年5月21日評議員会議決)(甲7。以下「役員規程」という。)、及び  
「宗教法人『神社本庁』庁規」(昭和27年1月29日文部大臣認証)(甲1。以下「庁規」という。)という上位・下位法  
規の法規体系(「憲章」第17条ないし19条及び附則3項参照)に何ら言及せず(判断遺脱の違法)、神社本庁の組織の根  
幹に係る「統理」と「総長」との位置づけを見誤った「法文解釈の違法」がある。

すなわち、原判決は、①神社本庁の基本規範である「憲章」や「役員規程」が、被控訴人の宗教法人法による規則である  
「庁規」の上位規範であることを無視した結果、②神社本庁の宗教団体としての本質に着目することなく、宗教法人として  
の側面だけに着目し、③「統理」の行う「総長」指名が、神社本庁の「総長」を選任する行為であって、被控訴人の「代表  
役員」を選任する行為ではないことを看過するという過ちを犯している。

その結果、宗教団体たる神社本庁を総理し代表する「統理」からの信任を得られない者が、「統理」の命に従って庁務を  
担う「総長」の地位にあり続け、「統理」はそのような者による補佐を受け続けなければならないという異常事態を生じさ  
せており、宗教団体としての自治・自律が著しく阻害される事態となっている。

このようなことは、「代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかな  
る支配権その他の権限も含むものではない。」とする法18条6項にも違反し、さらには「この法律のいかなる規定も…裁  
判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉す  
る権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと  
解釈してはならない。」とする法85条にも違反するものであって、直ちに取り消されなければならない。

#### 第2 本件における「前提事実」の整理

そもそも、原判決は、「前提事実」の整理(原判決、第2、1)において、既に大きな間違いを犯している。神社本庁に  
おける「憲章」「役員規程」「庁規」という規範体系に照らせば、本件における「前提事実」は次のように整理されるべきで  
ある。

##### 1 当事者

(ア) 被控訴人(一審被告)

被控訴人は、宗教団体である神社本庁が、礼拝の施設その他の財産を所有、維持、管理し、その他その目的達成のため  
の業務及び事業を運営することに資するために、宗教法人法により法律上の能力を付与されて、宗教法人となった  
ものである(宗教法人法第1条)(以下、両者を明確に区別するために、宗教団体たる神社本庁を「神社本庁」といい、

宗教法人たる神社本庁を「被控訴人法人」と呼称する)。

被控訴人法人の登記上の代表者である田中恆清は、京都府石清水八幡宮の宮司であり、平成22年6月にはじめて神社本庁の「総長」に就任して被控訴人法人の「代表役員」となり、4期12年間「総長」を務めた後、令和4年6月3日に4期目の任期満了を迎えたが、いまなお被控訴人法人の「代表役員」として登記され、その地位にあると主張している。

#### (イ) 控訴人（一審原告）

控訴人芦原高穂は、北海道旭川市の旭川神社の宮司であり、令和元年6月より神社本庁の理事を務め、令和4年5月28日開催の評議員会において理事に再任され、さらに同日に開催された臨時役員会において「統理」から次期「総長」への指名を受け、同年6月4日付けで神社本庁の「総長」に就任し、よって被控訴人法人の「代表役員」に就任した者である。

## 2 神社本庁の役員等に関する定め

神社本庁の統理以下の役員その他の機関については、「憲章」（甲6）および同憲章5条3項に基づき定めた「役員規程」（甲7）において、【別紙1】のとおり規定されている。

ここではその要点だけ指摘するが、

- ① 「統理」は、神社本庁を総理・代表し（憲章5条2項）、神社本庁・神社庁並びに神社の職員を統督する（庁規40条3項）のに対し、「総長」は、統理の命を受けて庁務を総管し（役員規程4条1項）、また被控訴人法人の代表役員として法人を代表し、本庁の事務を総管する（庁規7条）。
- ② 神社本庁の役員は、統理と17名の理事であり（役員規程2条）、ともに役員会を構成して庁務の重要事案について審議する（役員規程5条1項）。他方、神社本庁の役員のうち17名の理事は、被控訴人法人の責任役員として本庁の事務を決定する（庁規10条1項）。
- ③ 「総長」は、役員会の議を経て、理事のうちから「統理」が指名する（役員規程7条2項、庁規12条2項）。

## 第3 「憲章」「役員規程」「庁規」の相互関係

### 1 「憲章」が「役員規程」「庁規」の上位規範であること

「憲章」は、その前文において、「神社本庁は、全国神社の包括法人として、庁規を中心に運営されてきたが、今日まで重要な懸案とされてきたのは、精神的統合の紐帯として基本的規範を確立整備することであった。よってここにその大綱を成文化して本憲章を制定した」と宣言している。神社本庁は、それまで「庁規」を中心に運営されてきた神社本庁のあり方を根本的に改め、全国の神社を包括する団体としての精神的統合の紐帯としての「基本的規範」として「憲章」を制定したのである。

そして、「憲章」では、①「憲章」の施行に関し必要な事項は「庁規」及び「規程」をもって定める（憲章19条）とし、②「庁規」及び「規程」等は「憲章」に準拠しなければならないとし（憲章17条）、③「憲章」施行にあたっては「庁規」及び従前の規程等は「憲章」に基づいて定めたものとみなされる（憲章附則第3項）としたのであるから、「憲章」が「規程」「庁規」に対する上位規範にあたることは明らかである。

### 2 役員その他の機関については「役員規程」が「庁規」の上位規範であること

また、「憲章」が、「神社本庁に統理以下の役員、その他の機関を置く」（憲章5条1項）としながら、「役員その他の機関については規程で定める」（同条3項）とし、これを受けて、「憲章」と同時に評議員会において成立した「役員規程」が「この規程は、神社本庁憲章第5条3項の規定に基づき、神社本庁の統理以下の役員、その他の機関について定めることを目的とする」と定めていること（役員規程1条）に照らせば、神社本庁の役員に関する事項は「役員規程」において具体化されているといえる。

他方、「庁規」は、神社本庁の宗教法人法による規則であるから（憲章16条、庁規1条）、庁規の定めは、被控訴人法人の代表役員や責任役員の機能その他法人の事務に関する事項については強い規範的効力を有し、またその限りにおい

て他の諸規程に優越する規範ではあるが（庁規制定に伴ふ規程の効力に関する規程（甲1））、宗教団体たる神社本庁の役員の機能を制限するものと解することはできない。このことは、「代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。」とする法18条6項に照らしても明らかである。

### 3 神社本庁における規範の上下関係

このように、宗教団体としての神社本庁の組織のあり方を考える上で、宗教団体の基本的規範である「憲章」が、「役員規程」および「庁規」に優位し、かつ、神社本庁の役員その他の機関の機能や権限に関する事項については「憲章」からの直接委任に基づく「役員規程」が、宗教法人の規則である「庁規」に優位すると解すべきこととなる。

このような「憲章」「役員規程」「庁規」ならびに「諸規程」の序列については、神社本庁の諸規程・諸規範を纏めた、いわば神社本庁の“六法”ともいうべき「神社本庁規程類集」の目次の構成にも反映されており（甲37）、神社本庁の編集による実務書「（新編）神社実務提要」においても、庁規が、宗教法人法に規則に基づく神社本庁の法人面についての最高法規であるのに対し、神社本庁憲章は、何らかの規制を受けることのない宗教団体である神社本庁の宗教面についての最高規則であって、その実質は庁規以前のものであって、両者の関係は、「憲法」に対する「法律」に相当するものであると説明されている（甲38、8頁）。

原判決は、神社本庁における「憲章」「役員規程」及び「庁規」という上位及び下位法規の法規体系に何ら言及していないが、これは判断の脱漏と言わざるを得ず、その結果、神社本庁の組織の根幹に係る「統理」と「総長」との位置づけを誤った「法解釈の違法」がある。

原判決は、判決書末尾に「（別紙）現行庁規の定め」を添付して、庁規6～14条、21条、25条、40条、51条、60条、102条、103条、105条、及び106条を掲記しているが、ここには、庁規が準拠すべき「憲章」や、「憲章」と一体をなすものとして神社本庁の役員その他の機関について定めた「役員規程」が全く掲記されていない。ここにも、原判決が、神社本庁の「憲章」「役員規程」及び「庁規」という上位及び下位の法規体系に関する判断を完全に脱漏していることが如実に表れている。

### 4 所轄庁による認証の有無は、規範の優劣関係に影響しない

なお、被控訴人法人は、「庁規」が文部大臣の認証を受けているのに対し、「憲章」や「役員規程」が認証を受けたものではないことから、認証を受けている「庁規」が「憲章」「役員規程」に優位すると主張するようである。

しかしながら、所轄庁による規則の認証は、宗教団体に法人格を付与するか否かという見地より、宗教団体が作成して認証を求める規則が法14条1項各号の要件、すなわち①当該団体が宗教団体であること、②当該規則が法令に適合していること、③設立手続が法12条の規定に従ってなされていること、という3つの形式的要件を具備しているかどうかを審査するものであって、上記3要件に違反しない限り認証されるものである（行政庁の羈束裁量）。

しかも、法12条は、代表役員、責任役員等の、任免、任期、職務権限等に関する事項や議決、諮問、監査等の機関に関する事項の定めは各団体が作成する規則において定めるとして各宗教団体の自主性に委ねつつ、代表役員の選任方法（法18条2項）や責任役員の事務決定方法（同条4項）についても各宗教団体の作成する規則に委ねている。よって、所轄庁は、認証に当たり、代表役員の選任方法や責任役員の事務決定方法について、定めが置かれているか否かは審査するものの、それ以上に、その妥当性について審査をするわけではない。つまり、所轄庁の認証は、規則の内容について何らかの価値判断を行うわけではなく、いわゆる「お墨付き」を与えるものではないから、所轄庁の認証を受けた規則とそれ以外の宗教団体の内部規範との間には、上位下位の優劣関係はない。

## 第4 本件の真の争点は何か？

翻って、本件訴訟における争点について、再度考えてみたい。

- 1 本件訴訟は、神社本庁の理事である控訴人が、神社本庁の代表者（統理）から、神社本庁の「役員規程」7条2項の定められた手続きに従って神社本庁の「総長」に指名され、これにより被控訴人法人の「代表役員」に就任したが、神社本庁の前「総

長」である田中恆清氏が、いまなお被控訴人法人の「代表役員」の地位にあると主張し、控訴人が「代表役員」たる地位にあることを否定していることから、控訴人が被控訴人法人の「代表役員」であることの確認を求めるものである。

2 この点、原判決は、この問題を、専ら、「被控訴人法人の代表役員の選出方法を定めた庁規12条2項の規定」の解釈の問題と捉え、庁規12条2項の文言と、庁規より下位の規範である諸規程との照合、および庁規に定める被控訴人法人の各機関の権限分配の観点から、「本件条項（庁規12条2項）は、総長の選任に関し、統理による総長指名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定しており、その決定のための手続として、会議体である役員会の議決を経ることを予定していると解するのが相当」との判断を下した。

しかし、ここまで見てきたとおり、神社本庁の役員その他の機関に関する事項については、神社本庁の最高規範である「憲章」が、神社本庁に統理以下の役員、その他の機関を置くことをと定めたうえで（5条1項）、「役員その他の機関については規程で定める」と規定し（同条2項）、これを受けて「役員規程」7条2項が、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と規定したのであるから、神社本庁に於ける「総長」の選出は、庁規12条2項の規定を持ち出すまでもなく、まずは役員規程7条2項に基づいて行われるべきものである。そして、庁規12条2項はこの理を、庁規上でも確認した規定であると位置づけられるべきである。

3 宗教法人法18条2項は、宗教法人の「代表役員」については、「規則に別段の定めがなければ代表役員は責任役員の互選により定める」としている。庁規はこの「別段の定め」として、神社本庁の内部規定により選出された「総長」をもって被控訴人の代表役員に充てるという定めをしたが（庁規7条）、「総長」の選任方法について定めた庁規12条2項は、神社本庁の内部規定である役員規程7条2項を、そのまま庁規に横滑りさせたものであって、庁規12条2項が、役員規程7条2項が定める総長選任手続とは別の手続を創設したのではない。

よって、庁規12条2項は、役員規程7条2項と一体のものと理解すべきであって、その解釈にあたっては、上位規範である役員規程7条2項が参照されなければならない。

4 ところで、神社本庁の役員規程7条2項は、神社本庁の「総長」を選任するにあたって、「役員会の議を経て、理事の中から統理が指名する」と定めているところ、役員規程にいう「役員会」は、統理と17名の理事で構成されて、庁務の重要事案について審議する「審議機関」たる「役員会」である（役員規程5条1項）。庁規6条にいう被控訴人法人の「事務決定機関」としての責任役員17名により構成される「役員会」ではない。統理が、総長を指名するにあたっては、次期総長の候補者となるべき理事を一同に集合させ「臨時役員会」を開催し、そこで統理と理事（予定者）とで「議」を行ったうえで、最終的に統理が総長の指名を行うのである。この「役員会」は、被控訴人法人の事務決定機関としての役員会ではなく、まさしく宗教団体としての方向性を決めるための審議ないし協議のための会議であって、原判決がいうような、役員会の決定に統理が法的に拘束されるような役員会ではない。議論の末、統理が理事の中から指名した神社本庁の「総長」が、宗教法人である被控訴人の「代表役員」に就任するのである。

5 このように、本件における争点が、規則12条2項の解釈であったとしても、原判決が、その解釈にあたり「憲章」および「役員規程」を一切参照することなく、本件事案を「被控訴人の代表役員の選出方法を定めた庁規12条2項の規定」の解釈の問題へと矮小化して捉えたことに、原判決の最大の過ちがあるのである。

以上を前提に、以下、原判決の判断の誤謬について、具体的に指摘する。

## 第二 各論

### 第1 原判決、第2（前提事実）について（原判決2頁～10頁）

#### 1 原判決、第2（事案の概要）、1（前提事実）について

まず、原判決、第2（事案の概要）、1（前提事実）のうち、(1)（当事者）および(2)（宗教法人法及び被告の庁規における責任役員等に関する定め）の前提事実の整理が不十分であることについては、本書面、第一、第1において指摘した通りである。この点については、【別紙1】及び【別紙2】を参照していただきたい。

## 2 原判決、第2（事案の概要）、1（前提事実）(3)（被告の庁規等の変遷）について

庁規等の変遷についての原判決の整理も不十分である。原判決中のア～オ記載の事実は概ね正しいが、「カ」については明らかに検討が欠落している。

原判決は、「被告の評議員会は、昭和55年5月21日、議決により、精神的統合の紐帯としての基本的規範を確立整備するため、その大綱を成文化して、憲章（甲6）を制定した。憲章は、神社本庁に統理以下の役員、その他の機関を置くこと、統理は神社本庁を総理し、これを代表すること及び役員その他の機関については規程で定めることを規定している（憲章5条）」と述べるのみで、「憲章」と同時に、憲章に基づいて成立した「役員規程」の存在及び内容について全く触れられていないため、無意味な指摘となっている。

なお、「庁規」のうち、「第二章 役員その他の機関 第一節 役員、監事及び職員」についてのこれまでの改正について【別紙3】に、「役員規程」およびその前身である「宗教機能に関する規程」の改正について【別紙4】に、それぞれまとめたので、本書面と併せて参照されたい（アンダーラインの部分が改正された箇所である）。

## 3 原判決、第2（事案の概要）、1（前提事実）(4)（被告における令和4年5月、6月及び10月の評議員会及び役員会）について

(1) アは、令和4年5月28日の評議員会における統理及び理事の選任についての記述であるが、評議員会は、被控訴人法人ではなく宗教団体としての神社本庁の議決機関であること（役員規程10条1項）から、ここは、「神社本庁は、令和4年5月28日評議員会を開催し、鷹司尚武が神社本庁の統理に選任され」が正しい。また、原告及び田中恆清が「被告の責任役員である理事に選任された」とあるが、「神社本庁の理事に選任され、よって被控訴人の責任役員に就任することとなった」が正しい。

(2) イは、同日開催された臨時役員会に関する記述である。ここで、「鷹司統理が原告を被告の次期総長としたい旨の発言をしたが、田中理事が総長を統投すべきである旨の意見も出され、また本件条項の解釈をめぐる紛糾し、次期総長を確定させるには至らないまま閉会した」とあるが、これは事実誤認である。この臨時役員会において、鷹司統理が、役員会の議を経て、控訴人を、神社本庁の次期総長として指名したことは事実であり（甲12、28頁）、控訴人もこの指名を承諾したのであるから、その時点で総長選任の効力は生じているはずである。その後議論が紛糾したのは、「指名がなされても、役員会の議決が必要」という荒井総務部長の主張（手続的異議）の是非を巡るものであり、指名の効力を左右するものではなかったはずである。

## (4) 原判決、第2（事案の概要）、1（前提事実）(6)（過去の被告の総長選任の経緯）について

原判決が指摘されている事実自体には誤りはない。

統理は、役員会の議を経て、総長を指名する以上、統理が、総長を指名するに先立ち、各役員の見解を聞くことは当然のことであり、その手段として役員に挙手を求めたり、総長の指名方法や具体的な指名について異議の有無を確認するのは当然のことである。

なお、被控訴人は、これらの臨時役員会の「議事録」を提出しているが（乙4の1～4）、いずれも「議事録」のみで「決議書」が作成されていないことに注目すべきである（後述）。

## 第2 原判決、第3（当裁判所の判断）について（原判決14頁以下）

### 1 争点（本件条項の解釈）～ア「議を経て」の文言～について

(1) 下位規範をもって上位規範を解釈してはならない

原判決は、被控訴人法人の庁規12条2項の「議を経て」の解釈にあたり、被控訴人法人の庁規103条や財務規程、施設維持対策資金に関する規程その他の下位規程の同種文言に照らしたうえで、「本件各規程と本件条項を含む現行庁規とは整合的に解釈するのが相当であるから、本件各種規定と同様に、本件条項における『役員会の議を経』るとは、役員会の議決により決定することを意味すると解するのが合理的である。」と判示している。

しかしながら、一般に、法令等の解釈に疑義が生じた場合には、当該条項の下位の法規範に照らすのではなく、上位

の法規に照らして解釈されなければならないはずである。「法律」の解釈に疑義がある場合には上位規範である「憲法」に照らし、「規則」や「条例」の解釈に疑義があれば上位法令である「法律」に照らして解釈するのが正しい解釈であり、その逆はありえない。

よって、庁規12条2項の「議を経て」の解釈について疑義があるのであれば、下位規範である諸規程に照らすのではなく、上位規範である「憲章」および「役員規程」に照らして解釈されるべきである。

上位・下位法規の体系を考えたとき、統理による総長指名に関し役員規程7条2項に由来する庁規12条2項の解釈と、神社本庁の事業の管理、運営について必要な事務処理に関する庁規103条、105条の解釈とを、同列に解することはできないはずである。

## (2) 「会議体だから議決が必要」は誤り

原判決は、「役員会が複数の自然人からなる会議体である以上、決定のための手続として議決を行うことが予定されていると解される」と述べるが、これも誤りである。複数の自然人からなる会議体で、常に「議決」が求められるとは限らない。広辞苑によれば、「会議」とは、「会合して評議すること。何かを決めるため集まって話し合うこと。またはその会合を言う。」とされるが、会議体が何らかの決定を目的としていたとしても、必ず「決議」が行われるわけではなく、協議のみ、報告のみ、あるいは意見交換だけで終始して、「決議」にまで至らないことも決して珍しくない。

神社本庁の役員会も同様である。被控訴人が証拠として提出している乙5の1～3、乙7の1～5、乙8の1～2、乙9の1～5等の証拠からもわかるように、神社本庁の役員会の議事には、「決議事項」「協議事項」「報告事項」を区別しており、このうち法令や庁規等の求めにより役員会決議が必要とされる「決議事項」については、統理を除く理事（被控訴人法人の責任役員）の多数決による決議を経て「役員会決議書」が作成され、出席理事がそれぞれ捺印する。これに対し、「協議事項」については、決議書に「諒承」した旨の記録がなされるが、多数決による決議はなされない（なお、「協議事項」でも特に決議を行う場合には、その場で「決議事項」に移行させようとて議決を行い、その旨決議書に記載される）。

これに対し、総長・副総長・常務理事の指名を行う「臨時役員会」では、決議書は作成されない。被告が提出する過去の記録を見ても、会議の記録としての議事録は作成されているが、「決議事項」とはなっておらず、したがって「決議書」は作成されないのである（乙4の1～4）。

つまり、「会議体である以上、決定のための手続として議決が予定されている」とする原判決は、我々の経験則にも反するし、神社本庁のこれまでの慣例にも反している。

## (3) 神社本庁の「役員会」は議決機関ではない

そもそも、役員規程によれば、神社本庁の「議決機関」は評議員会であるとされているが（役員規程10条1項）、これに対し、役員会は、庁務の重要事項についての「審議機関」とされている（役員規程5条1項）。もっとも、神社本庁の役員会は、被控訴人法人の機関としての「事務決定機関」を兼ねており、被控訴人法人としての意思決定が必要な場合や、庁規その他の諸規程において特に役員会決議が必要とされている事項について、単に審議のうえで各役員の諒承を得るにとどまらず、役員会としての「決議」を行うこととなる。

前述のように、統理による総長の指名は、被控訴人法人の事務ではなく、宗教団体としての神社本庁の組織に関する行為であり、役員規程7条2項に基づいてなされるものであるから、ここにいう「役員会」が、事務決定機関としての役員会ではなく、庁務の重要事項を審議するための合議体としての役員会であることは明らかである。

## (4) 決議の有無とその拘束力は分けて考えるべきである

このように、神社本庁の役員会が合議体であるが故に「議決」が必要とする原判決の論理は誤りと言わざるを得ないが、仮に、役員会において何らかの「議決」がなされたとしても、統理による総長指名がそれに拘束されると解すべきではない。

そもそも、「議を経て」という文言については、被告提出の「新法令用語の常識」（抜粋）（乙18の2）によれば、「議

により、「議に基づき」、「議を経て」、「議に付し」の各文言のうち、「議により」は原則として議決には法的に拘束されるところと考えてもよく、他方、「議に付し」は合議体である審議機関に「意見を聴く」というような意味で一番拘束力が弱く、「議に基づき」、「議を経て」の法的な拘束力はその中間に位置する、と説明されている。にもかかわらず、原判決が、「議により」を「議を経て」と全く同義に解するのは、法令用語の常識にも反する。

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」の場合のように執行機関（地方公共団体の長）と議決機関（議会の議決）との間で、「議を経て」が使われているときは、議会の議決はその案件の「成立要件」であり、地方公共団体の長はその議決に完全に拘束されると解されているが、前述のとおり、神社本庁の議決機関は「評議員会」である。宗教団体としての神社本庁の役員会は、庁務の重要事項に関する「審議機関」であって「議決機関」ではない。統理は役員会の一員として理事らとともに審議に加わるのであって、役員会にの決定に従って業務執行を行う執行機関ではないから、地方公共団体の長と議会の関係と同列に解することはできない。

#### (4) 法令用語における「議」について

以上を前提に、原判決が指摘する法令用語との関係性について検討する。

- (a) 私立学校法14条では、知事が私立学校審議会にその適不適を「評議」（種々意見を交換して相談すること）させ、それによって知事が決すると解される。
- (b) 都市計画法18条1項では、都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の評議による意見等を聞いたうえで、都市計画を決定すると解される。
- (c) 健康保険法160条11項は、厚生労働大臣が社会保障審議会の評議を得て、変更を決すると解される。そして建築基準法42条1項については、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の評議を得て指定する区域内、という意味に解される。
- (d) さらに、皇室典範10条も同様で、皇室会議で決することを要求するのではない。皇室会議の評議を得ることを要求するものであって、決定は然るべき機関が行うと解される。本条の次の11条には、「議により」が2カ所用いられているが、これは前述の通り、その議決に法的に拘束されると認められる例である。このように「議を経て」と「議により」とは、用いられている条文を見れば明らかに区別出来る。

以上述べた法律ではすべて、「議を経て」は、むしろ「議に付し」に近い意味合いで使用されている。

#### (5) 神社本庁の諸規程における「議」について

- (1) 庁規103条は、被控訴人法人にける図書、物品の販売、旅行のあつ旋事業を行うための職員の配置に関する規定である。法人の事務にかかわるものであるから、役員会が決定すべきことであり、必要な事項は役員会において定めるが（105条）、「重要事項」については、その管理、運営を委ねられた特定の職員の独断ではなく、個別に役員会に諮ることを要求したものであり、庁規102条に定める内容中で、特に検討すべきこと、追加・付加すべき事項等を考えて、その中で特に重要事項については、役員会で評議して決めるようにという意味である。評議から決議事項に移行のうえ「議決」を行うこともあれば、評議のみで終わる場合もある（乙5の2の役員会では、「物品販売の移管」が「協議事項」として議題に上げられていたが、協議の末「決議事項として可決」されたことが窺われる）。ここで求められていることは、役員会での議論の俎上に乗せることであり、それ以上のものではない。当該条項の「議を経て」の文言から直ちに役員会における「議決」が要求されていると解することはできない。
- (2) 財務規程17条については、特別会計のうち予算の編成に適するかどうかを含め諸般を考慮するなどの評議を要するものと考えて「議を経て」と考えられる。そもそも、下位規範の文言を参照して上位規範である庁規の文言解釈を行うことが適当でないことは前述したとおりであるが、その点は措いたとしても、同条は神社本庁の議決機関としての「評議員会の議を経」ることを求めるものであり、役員規程7条2項における審議機関としての「役員会の議」と同列に考えることはできない。
- (3) 施設維持対策資金に関する規程5条1項については、役員会に諮るか否か、その以前にやむを得ない事由の存在、

緊急を要するか否かなど諸条件の評議を要すると考えられるので「議を経て」とし、神社本庁災害等対策資金貸付規程5条2項については、特別の事情を本庁審査会が必要と認めた内容等であっても、さらにその時の場合、条件等に役員会での評議を必要とする意味から「議を経て」としているのである。

- (4) 神社本庁災害等対策資金に関する規程2条4項については、この資金の総額が10億円を超え、且つ、資金の運営に支障が無いと認められる場合に、当該条件、内容細部になお慎重にして検討の要ありとみて、役員会の評議を加え、よって適切な決定をすべきであるとするものである。
- (5) 神社本庁災害等対策資金の緊急支出に関する規程2条1項については、いかなる「やむを得ない事由」を要するか、緊急を要するか否かなどの条件について役員会の評議を加えて、その後に評議員会の議決を得るというもので、まさに「役員会の議を経て」とするのが適当である。

なお、上記各規程は、いずれも神社本庁の財務すなわち被控訴人の法人事務に関するものであるから、規程の文言に関わらず、法人の事務決定機関である役員会が強く関与すべきものであり、そのような観点から役員会において単に協議するのみならず議決がなされることが求められることが多い。よって、神社本庁の役員や機関の構成に関する組織法上の議論とは本質的に異なる部分があり、その文言の同一性や類似性のみから比較することは必ずしも適切でない。

- (6) 最後に、懲戒規程10条2項については、懲戒処分の解除を求める適切な手順等について懲戒委員会の評議に付し、その後に統理が承認するというものである。そもそも、神社本庁における懲戒処分は、統理が、宗教法人としてではなく「包括宗教団体」として行うものであるところ（庁規40条4項、懲戒規程（乙3の7）1条）、その手続については、懲戒委員会が統理の諮問に応じて懲戒事案について調査、審議を行い（庁規42条の2、懲戒規程8条1項）、審議の結果の答申を受けて（懲戒規程9条）のうえ、統理が懲戒を行うとされている。懲戒は、統理が行うものであって、懲戒委員会は統理からの諮問を受けて調査、審議のうえ答申を行うだけで、懲戒委員会が懲戒を決定するわけではない。そして、懲戒規程10条2項は、神社庁長や総長から懲戒解除の具申があったときに、統理が、解除を承認すべきか否かの判断にあたり、あらためて諮問機関である懲戒委員会に諮ることを規定したものである。原判決は、「統理の承認の対象とされる事項を懲戒委員会が決定することが予定されていると解するほかな」と判示するが、これでは統理が承認すべきことを懲戒委員会が決定してしまうことになり、規定の趣意にも反する。原判決は、懲戒の決定権が統理にあること、懲戒委員会が諮問機関に過ぎないことを看過したものであり、根本的に理解を誤っていると言わざるを得ない。

以上みてきたように、神社本庁においては、評議員会こそが議決機関であると位置づけられていること（役員規程10条）との関係上、その議決を求めるにあたって、例外的な場合、特異的な事態にある場合や、細部検討を要する場合など、直接評議員会での議決に及ぶのを適当としない場合に「議を経て」、つまり「評議」を行い、その後に、議決すべき機関が決定や承認などをするという解釈が取られてきた。

「議を経て」は、直接、当該機関等に議決を求めることが適当でない場合などに、別の機関等に評議（議すること）を求める、との意と解釈するのが自然な解釈であり、実際、長年にわたりそのように運用されてきた。この運用が歪められるようになったのは、ごく近年のことであることを付言しておく。

## 2 本件条項の解釈－Ⅰ 各機関の権限分配の観点からの検討－について

- (1) 原判決は、庁規の定めのみに着目して、神社本庁の各機関の権限分配を理解しようとしているが、そのような捉え方が誤りであることは前述したとおりである。「憲章」「役員規程」「庁規」を含めてた神社本庁の規範体系から、「統理」「総長」「理事」の神社本庁の組織における位置づけを考えると、以下のとおりとなる。
- ㊦ 神社本庁の最高意思決定機関であり議決機関である評議員会において、神社本庁を「統理」および「理事」17人を選任する（役員規程7条2項）。
- ㊧ 「統理」は、神社本庁の役員のひとりであり、神社本庁を総理しこれを代表する地位にある（憲章5条）。



- ㉞ 「総長」は、統理の命を受けて庁務を統管し、統理に事故があるときは、その職務を代理する地位である（役員規程4条1項）。
- ㉟ 「理事」は、統理とともに役員会を組織して、庁務の重要事項について審議する（役員規程5条1項）
- ㊱ 役員のうち「総長」は、被控訴人法人の代表役員とし、法人を代表する（庁規7条）
- ㊲ 理事17名は、被控訴人法人の責任役員に就任し（庁規6条）、役員会を組織し、共同の責任を負い、被控訴人の事務を決定する（庁規10条1項）

(2) これに対し、原判決は、「このような現行庁規の責任役員たる理事、代表役員たる総長、及び統理の選任、権限等に関する規程を整合的に解するならば、現行庁規は、法18条1項所定の責任役員及び代表役員たる理事及び総長と統理とを、いずれも評議員会において選任することとなる権限分野の機関として設置していると解される。その上で、現行庁規は、機関の権限と責任の分配の在り方としては、㉠10条1項において、責任役員たる理事が役員会を組織して被告の事務を決定するものとする一方、㉢40条5項において、統理については、その全ての行為が役員会の一員である総長の補佐を要するものとしたうえで、㉡統理の全ての行為に係る責任は役員会が負うものとしているのであるから、被告の宗教法人としての事務の遂行及びそのための機関の選任等に関する統理の行為については、役員会ないしその一員である総長の判断に基づくことを前提としていると解することが合理的である。」とし、「統理の『指名』という行為についても、現行庁規40条5項に基づき役員会が責任を負うことになる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行われることを予定していると解される。」と判示している。

しかし、㉠については、責任役員たる理事が役員会を組織して被告の事務を決定する（庁規10条1項）というのは、神社本庁の役員会の一側面にのみ着目したものであり、そもそも役員会が、統理と17名の理事とが神社本庁の庁務の重要事項について審議する機関であることを看過している。

また、㉢については、「役員会の一員である総長」をことさらに強調し、統理もまた神社本庁の役員会の一員である事実を無視しているものであることに加え、「総長の補佐を得て行う」という文言を、意図的に「総長の補佐を要する」と読み替えるという過ちを犯している。そもそも、庁規の上位規範である憲章を受けて神社本庁の役員その他の機関に関して定めた役員規程によれば、総長が統理の命を受けて庁務を行うべき立場にあり（役員規程4条1項）、それ以外には、統理が総長の監視・監督を受ける立場にあることを示す規定はない。統理の行為に対する総長の「補佐」は、被控訴人の財産管理等の純粋な被控訴人の事務以外の場面では、専ら神社本庁を総理し代表する統理のために行われるべき行為であって、決して、統理の行為を制約するものではない。少なくとも、統理による総長指名は、庁規40条5項の「統理のすべての行為」には含まれないと解するのが合理的である。

さらに、㉡統理の全ての行為に係る責任は役員会が負うとされているのも（40条4項）、被控訴人法人の宗教法人としての事務については、責任役員からなる役員会の決定に従ってなされること（庁規10条1項）を受けてのものであって、文字どおりに「全ての行為」に及ぶものではないことは当然である。統理が、被控訴人法人の行う世俗的活動について総長の補佐を得て行い、その責任は役員会が負うとしたのは、統理の世俗的事項に関する職務執行につき法的に無答責となるために規定したものに過ぎない。一方、統理の総長指名権は、役員規程7条2項及びそれを受けた庁規第12条2項に基づく統理の専権としての指名権であり、指名行為そのものは庁規40条5項の「統理のすべての行為（世俗的事項）」には含まれないし、それについての法的責任を役員会が負うべき理由もない（なお、ここで問題とされる「無答責」は法的責任のことをいう。統理も評議員会選挙で選任される以上いわゆる「政治的責任」については別問題である）。

(3) 以上を前提に考えれば、統理が、神社本庁を総理しこれを代表する地位に基づき、役員会の議を経て、統理の命に従って庁務を総管する総長を指名でき、たとえ役員会の議決があっても、それに拘束されることなく、統理の責任において指名することができることを定めたものと解するのが自然である。

そのように解さなければ、宗教法人法18条2項にもとづいて、「規則に別段の定め」により、総長をもって代表役員とする旨を定めて「責任役員相互選」を排除したにも拘らず、結局「責任役員相互選」によることとなってしまう、役員規程7条2項を無力化し、庁規12条2項を定めた意味がなくなることになってしまうし、何よりも、宗教団体たる神社本庁を総理すべき「統理」からの信任を得られない者が、「統理」の命に従って庁務を担う「総長」の地位にあり続け、「統理」はそのような者による補佐を受け続けなければならないという異常事態を生じさせてしまうこととなり、神社本庁の宗教団体としての自治・自律が著しく阻害される事態となってしまうのである。

役員会の議決と統理の指名が抵触した場合にも「統理を補佐すべき総長」（庁規40条5項）が統理に優位するかのような解釈は、宗教団体としての神社本庁を総理し、総長に命じて庁務を総管させるという統理の権限を完全に否定するものであるし、また「統理に事故があるときは、その職務を代理する」（役員規程4条1項、庁規8条1項）はずの総長が、統理の地位より優越することを認めることは、まさに「代理は本人の権限を越えられない」という法諺とも相容れない事態を招くものである。

原判決の解釈は、「代表役員及び責任役員は宗教法人の事務に関する権限は、当該役員は宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない。」とする法18条6項にも違反するものである。宗教法人法に基づく庁規のみに着目し、宗教団体における宗教上の役員は、その任職や進退を定めた憲章や役員規程を全く考慮しない原判決の解釈は、「この法律のいかなる規定も…裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役員その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。」とする法85条にも違反すると言わざるを得ないのである。

#### (4) 統理は「象徴的地位」ではない

なお、被控訴人は、「統理は被告の象徴的地位として教団の最高位にあるのに対し、被告の代表者として事務に関する一切の責任を執るのは総長であり、現行庁規40条5項において役員会が統理の全ての行為の責任を負う旨を規定していることからすれば、統理が役員会の判断や総長の補佐に基づくことなく、被告の事務等に関して何らかの具体的な権限行使を独自に行うことは想定されていない」と主張する（原判決、第2(被告の主張(1)オ)）。

しかし、神社本庁において、象徴的地位として存在するのは「統理」ではなく、「総裁」である（憲章4条、庁規39条）。統理は、単なる象徴ではなく、宗教団体としての神社本庁を総理・代表すべき地位にあり、総長に命じて宗教団体としての神社本庁を総理し（憲章5条2項）、さらに宗教法人としての神社本庁、神社庁ならびに全国の神社の職員（神職）を統督する立場にある者であるから（庁規40条3項）、神社本庁の運営について実質的な権能を有しているのであり、被控訴人の主張は誤っている。

### 第3 結語

以上が、控訴人が、原判決を不服とする理由について述べた。

控訴審においては、本書面の主張に沿って、更に補充的な主張立証を行う予定である。

以上

---

#### 【別紙1】

##### 神社本庁の統理以下の役員、その他の機関に関する定め

#### (A) 神社本庁の役員等に関する定め

##### (ア) 役員

- 神社本庁に、「統理」以下の役員、その他の機関を置く（憲章5条1項）。
- 役員、その他の機関については「規程」で定める（憲章5条3項、役員規程1条）。

- 神社本庁の役員は、「統理」1人、「理事」17人とし、「理事」のうち1人を「総長」、1人を「副総長」、2人を「常務理事」とする（役員規程2条）。
- 神社本庁の役員（統理及び理事17人）および監事3人は、神社本庁の「評議員会」で選任される（役員規程7条1項）。

(イ) 代表者

- 「統理」は、神社本庁を総理し、これを代表する（憲章5条2項）。
- 「統理」については、憲章に定めるほか、庁規第2章第4節にこれを定める（役員規程3条）

(ウ) 議決機関

- 神社本庁の議決機関は「評議員会」とする（役員規程10条1項）。評議員会は、庁規に定めるところによりこれをあてる（同条2項）。
- 役員は、「役員会」を組織して「庁務の重要事案」について「審議」する（役員規程5条）。
- 「役員会」は統理が招集する（役員規程5条2項）。

(エ) 執行機関

- 「総長」は、「統理」の命を受けて「神社本庁の庁務」を総管し（役員規程4条1項前段）、「統理」に事故があるときはその職務を代理する（同条同項後段）。
- 「総長」は「役員会」の議を経て、理事のうちから「統理」が指名する（役員規程7条2項）。

(オ) 他の規範との関係

- 神社本庁の宗教法人法による規則を「庁規」といい（憲章16条）、庁規及び規程等は、この憲章に準拠しなければならない（憲章17条）。
- この憲章の施行に関し必要な事項は、庁規及び規程をもって定める（憲章19条）。
- この憲章施行の際、庁規及び従前の規程等は、この憲章に基づいて定めたものとみなす（憲章附則第3項）。

(B) 被抗告人法人の責任役員等に関する定め

宗教法人法により法律上の能力を付与されて宗教法人となった神社本庁（被抗告人法人）は、憲章に準拠する「宗教法人『神社本庁』庁規」（甲1）において、次のように定めている、

(ア) 役員

- 神社本庁の役員のうち、「理事」17人を被抗告人法人の「責任役員」とし、理事のうち1人を「総長」、1人を「副総長」2人を常務理事とする（庁規6条）。
- 理事及び監事は、評議員会で選任する（庁規12条1項）

(イ) 代表者

- 神社本庁の役員のうち「総長」は、宗教法人神社本庁（被抗告人法人）の代表役員とし、法人を代表する（庁規7条）（宗教法人法18条にいう「規則に別段の定」）。
- 「総長」は「役員会」の議を経て、理事のうちから「統理」が指名する（庁規12条2項）。
- 「統理」は「評議員会」において選任する（庁規40条2項）。
- 「統理」は、神社本庁および神社庁ならびに神社の職員を統督する（庁規40条3項）
- 「統理」のすべての行為は、総長の補佐を得て行われるものとし、その責任は役員会が負う（庁規40条4項）。

(ウ) 議決機関

- 「評議員会」は、庁規に定めるところによりこれをあてる（役員規程10条2項。庁規21条乃至31条）。
- 役員は、「役員会」を組織し、共同の責任を負い、「被抗告人の事務」を「決定」する（庁規10条1項）。
- 「役員会」は、事務決定において、正当な理由がなければ評議員会決議を尊重しなければならない（庁規10条3項）。

(エ) 執行機関

- 「総長」は、被抗告人の「代表役員」として法人を代表し（庁規7条）、被抗告人の事務を総管し、「統理」に事故があるときはその職務を代理する（庁規8条）

(オ) 他の規範との関係

- 庁規の施行に関し必要な事項は、規程で定める（庁規106条）。
- 従前の規程は、昭和26年の評議員会において議決した庁規に基づいて定めた規定とみなす（庁規制定に伴ふ既定の効力に関する規程）（甲1）。

以上

令和5年（ネ）第331号 代表役員の地位確認請求控訴事件

控訴人（一番原告） 芦原高穂

被控訴人（一番被告） 神社本庁

控訴理由補充書

令和5年5月1日

東京高等裁判所第20民事部係 御中

控訴人 芦原高穂

上記代理人弁護士 塩谷崇之

頭書事件につき、控訴人は、次のとおり控訴理由を補充する。

被控訴人の控訴答弁書について

第1 本件の争点について

被控訴人は、控訴答弁書、第2、1において「本件は控訴人が被控訴人の代表役員総長の地位にあることの確認を求める事案であり、唯一の争点は、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と定める庁規12条2項（本件条項）の解釈である。」と指摘する。

しかし、被控訴人は（そして原審も）、そもそも争点の設定を誤っている。

1 被控訴人の代表役員は如何にして選任されるか

本件は控訴人が被控訴人法人の「代表役員」の地位にあることの確認を求める事案であるが、宗教法人法は、宗教法人には、3人以上の「責任役員」を置き、そのうち一人を「代表役員」とすると定め（法18条1項）、「代表役員」は、規則に別段の定めがなければ、「責任役員」の互選によって定めると規定する（同条2項）。

被控訴人法人は、宗教法人法による規則である宗教法人「神社本庁」庁規（甲1）において、被控訴人法人の理事17名を「責任役員」とし、そのうち1人を「代表役員」とすると定めながらも（庁規6条1項）、「責任役員」の互選によって「代表役員」を定めるとせず、神社本庁の「総長」をもって、被控訴人法人の「代表役員」とする旨の「別段の定め」を置いている（庁規7条）。

ここまでの事実に争いはない。

2 神社本庁「総長」は如何にして選任されるか

とすると、問題になるのは、神社本庁の「総長」を、いかにして選任するかである。

この点、被控訴人は、この問題を「庁規12条2項の解釈である」と指摘するが、被控訴人は、神社本庁の根本規範である神社本庁憲章（甲6）において、神社本庁の役員その他の機関については「規程」で定めることとし（憲章5条

3項)、これを受けて「役員規程」(甲7)が7条2項において、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と定めていることを全く無視している。

つまり、神社本庁の「総長」は、神社本庁憲章から直接委任を受けた神社本庁の「役員規程」の定めるところにより、「役員会の議を経て、理事のうちから、統理が指名する」ものであり(役員規程7条2項)、そのようにして統理から指名された「総長」が、被控訴人法人の「代表役員」に就任するのである(庁規7条)。

よって、本件の争点は、被控訴人法人の宗教法人法による規則である庁規12条2項(本件条項)の解釈である以前に、宗教団体としての神社本庁の総長について定めた「役員規程」7条2項の解釈である。

## 第2 役員規程7条2項の「議を経て」とは？

そして、役員規程7条2項の解釈にあたっては、(ア)「議を経て・・・指名」の文言解釈のほか、(イ)神社本庁が、組織において、「統理」「総長」「役員」「役員会」をどのように位置づけているかを見て、検討する必要がある。

### 1 「議を経て・・・指名」の文言解釈

(ア)については、原審及び控訴理由書において詳しく述べたところであるので、本書では簡単に要旨のみを説明する。

(1)「指名」の意義については、訴状の第1、5(6)の①ないし③で述べた。ここでのポイントは、「指名」は「任命」と異なるということである。

(2)統理に「指名」された「総長」が被控訴人法人の「代表役員」に就任するとの規定が、「責任役員の互選」により「代表役員」を選任とする宗教法人法18条2項の「別段の定め」であり例外規定であることも、訴状、第1、5(6)④で指摘したところである)

(3)「議を経て」の意義については、訴状、第1、5(6)⑤ないし⑦ならびに控訴理由書、第2、1(5)及び(6)において詳述したが、通常用語例での「議」という語が必ずしも「議決」を意味しないのは明らかであること、とりわけ、国立大学法人法が「学長は、大学の長としての職務を行うと共に、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。」(第11条1項)と定め、「学長は、次の事項について決定しようとするときは、学長及び理事で構成する会議の議を経なければならない。」と規定されているのに対し、全国の宗教法人を所轄する文部科学省が、学長の決定権は、役員会議の決議に拘束されるわけではなく、「法律上の表現として用いられる『教授会の議を経て』とは、文字どおり教授会における審議を経ることを意味し、教授会が決定権を有するものとは解されておられません。」とし、「『教授会の議を経て』の意味が、教授会が決定権を有することを意味するものではないということについて、学内で十分に周知していただく必要があると考えます。」と回答していること(甲13)に着目すべきである。

### 2 神社本庁における機関の位置づけ

前記(イ)については、控訴理由書の中で詳述したので、ここでは要点のみを記す(なお末尾の【別表5】「憲章」「役員規程」「庁規」比較対照表をあわせて参照されたい)。

(a) 神社本庁の議決機関は評議員会である(役員規程10条1項)

(b) 神社本庁の役員は統理及び理事17名の合計18名であり(役員規程2条)、役員のうち、理事は、在任中それぞれ被控訴人法人の代表役員、責任役員にあたる(役員規程8条)

(c) 「統理」は、宗教団体としての神社本庁を総理する最高権威かつ最高権力を有する(憲章5条2項)

(d) 「総長」は、統理の命を受けて神社本庁の庁務を総管し、統理に事故があるときはその職務を代理する(役員規程4条1項)

(e) 「役員会」は神社本庁の庁務の審議機関であること(役員規程5条1項)

### 3 宗教法人としての被控訴人法人の機関

(7) 役員のうち、理事17人を「責任役員」と位置づけたいうえて、法18条2項の「別段の定め」として、総長を宗教法人の「代表役員」とすることを定め(庁規6条、7条)

- (イ) 法18条3項の「代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する」との規定を受けて、「総長」が、本庁の事務を総管することを定め（庁規8条1項）
- (ウ) 法18条4項の「責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する」との規定を受けて、「役員会」が、本庁の事務決定機関であることを定め（庁規10条1項）
- (エ) 他方、「統理」は、神社本庁、神社庁、神社の職員を統督するものであり（庁規40条3項）、統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行われるものであり、その責任は、役員会が負うとされている。

つまり、神社本庁の総長・理事が、宗教法人の機関たる代表役員・責任役員として何らかの行為を行う場合には、宗教法人法に基づき、理事は役員会を組織して事務を決定し、総長は代表役員として事務を総理する必要があるのであるが、他方、統理は、現行庁規のもとでは、法人の機関としての事務決定権や代表権は有しないから、法人としての行為に関する限り、統理は無答責であり、代表役員である総長の補佐を得て、事務決定機関としての役員会の責任のもとで行為することが求められるのである。

#### 4 「審議機関」と「議決機関」

神社本庁のように、最終的な意思決定を多数決や満場一致によらずして、その責任者たる1人の人物に委ねる方法は、わが国では律令制の頃から近代に至るまで政治意思決定方法として用いられている。このような合議制は、講学上「統裁合議制」と呼ばれている（甲40）。

上記のとおり、被控訴人法人が責任役員からなる役員会を「宗教法人の事務決定機関」と位置付ける一方で、神社本庁においては評議員会を「議決機関」と位置づけつつ（役員規程10条）、「役員会」を「審議機関」と位置付けている（役員規程5条）のは、被控訴人法人の法人としての業務を除く神社本庁の庁務に関しては、役員会は「議決機関」ではなく、統理と理事からなる合議制の「審議機関」であることを明確にした趣旨といえる（なお甲42参照）。

#### 5 「臨時役員会」は、庁規に基づく役員会ではない

なお、神社本庁において、慣例的に、評議員会後に開催される「臨時役員会」において統理による総長指名がなされているが、この「臨時役員会」は「責任役員会」とは異なるものであることは、控訴理由書、第2、1（2）において述べたとおりである。

「臨時役員会」は5月下旬に開催される評議員会直後に行われるが、その会議に出席するメンバーは、直前の評議員会において次期役員に選考された者（6月4日から任期開始）であり、未だ法律上の責任役員の地位に就任していないし、当然のことながらこの段階で「総長」は未定で存在しない。「役員会」としての決議書が作成されることもない。つまり、「役員会の議を経て理事のうちから統理が指名」する「臨時役員会」は、次期役員による審議を経て、神社本庁の理事のうちから、神社本庁を総理し統督する統理が、統理の命を受けて庁務を総管しつつ統理を補佐するに相応しい者を指名するために開催される会議であり、宗教法人の機関である責任役員による「役員会」とは質的に異なる。

#### 5 原判決および被控訴人の主張の誤り

以上より、「臨時役員会」において、統理が神社本庁の「総長」を指名するにあたっては、被控訴人法人の責任役員からなる「役員会」の決議は必要とされないし、仮に何らかの決議がなされたとしても、統理がこれに拘束されることはない。

これに対し、被控訴人は、控訴答弁書、第6、1において、原判決の判決理由を引用し、

- ① 庁規10条1項において、責任役員たる理事が役員会を組織して被告の事務を決定するものとする一方、庁規40条5項において、統理については、その全ての行為が役員会の一員である総長の補佐を要するものとしたうえで、統理の全ての行為に係る責任は役員会が負うものとしていること
- ② 統理及び総長の権限に属する業務に関する事務処理規定である「本庁事務決裁に関する内規」(の9条1項において、統理の決裁がしかるべき議決機関もしくは委員会の決定または総長の助言に基づいて行われるものと規定されていること(乙21)、

の2点を根拠に、

被告の宗教法人としての事務の遂行及びそのための機関の選任等に関する統理の行為については、役員会ないしその一員である総長の判断に基づくことを前提としていると解するのが合理的

であり、

本件条項については、統理の「指名」と言う行為についても、現行庁規40条5項に基づき役員会が責任を負うこととなる以上、その前提として、当該行為を実質的には役員会の判断で行われることを予定していると解されるとの判断を示している。

しかし、原判決も被控訴人も、神社本庁の宗教法人としての側面しか見ていない点で失当である。

- (1) 被控訴人が引用する原判決の①の判示については、そもそも、統理の総長指名が行われる「臨時役員会」においては、当然、前提として、総長は未定で存在しない。つまり、総長指名では、補佐を得る総長は不在である。役員規程7条2項にいう行為は、「総長の補佐」はない行為であり、それゆえ「統理のすべての行為」には含まれないというほかない。総長の補佐を得て行われない統理の総長指名と言う行為は、「その責任は役員会が負ふ」事項にも該当しない。統理の指名は、「臨時役員会」の議決に基づくのではなく、あくまで役員らの意見を徴するということである

前述のとおり、庁規40条5項にいう「統理のすべての行為」というのは、総長の補佐を得て行われるすべての被控訴人法人の行為を意味し、「その責任は、役員会が負ふ」というのは、庁規10条1項に基づいて被控訴人法人の役員会が決定した被控訴人法人の事務による行為についての法的責任の話である。

「役員規程」において、第7条2項は、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する。」と規定し、その下位法規たる庁規では、第12条2項は「役員規程」7条2項と同一の規定を置くのに加え、庁規40条5項において「統理のすべての行為は、総長の補佐を得て行われるものとし、その責任は、役員会が負ふ」としているが、「役員規程」には、庁規第40条5項のような規定は置かれていない。これは、役員規程第7条2項の統理の総長指名行為は、庁規第40条5項の「統理のすべての行為」の中に含まれないことの明証である。

- (2) 原判決の②の判示についても誤りである。

事務決裁内規(甲51)の第9条は、「前条各号に掲げる事項」について、統理の決裁事項とし、それらの事項については「しかるべき議決機関又は委員会の決定にもとづき、又これらの議決機関又は委員会に付託されない事項については、総長の助言に基づき、これを決裁する。」と定めているが、統理による総長指名は、事務決裁内規第9条にいう「前条各号に掲げる事項」には含まれていない。

そもそも、統理による総長指名は、事務決裁内規3条1項に定めるような、主管部の部員が起案のうえ、所属上司の順を経て稟議して、統理が決裁するというようなプロセスを経てなされる事務ではない。実際、神社本庁において、統理による総長指名について、主管部の部員等による起案や、稟議を経るといった実務がなされたこともない。

「決裁」とはその権限に属する業務の処理について最終的に意思決定を行うことをいふ(事務決裁内規2条1号)ところ、最終的な意思決定を行うのは決裁権者である。統理は、神社本庁の事務処理については、然るべき議決機関又は委員会の決定、あるいは総長の助言に基づき決裁すべきであるが、統理の権限に属する事項について、最終的な意思決定を行うのは統理である。ましてや、議決機関又は委員会の決定を経ない事項や、総長の助言を経る必要のない事項について、被控訴人法人の責任役員からなる「役員会」の多数決に従わなければならない理由はない。

- (3) 以上より、臨時役員会における統理の「指名」と言う行為については、現行庁規40条5項に基づき「総長の補佐」を得て行われるものでもなければ、役員会が責任を負うものでもなく、当該行為が、被控訴人法人の「役員会」の判断で行われることを予定しているものではないというほかない。

以上

【別表5】「憲章」「役員規程」「行規」比較対照表

神社本庁憲章 (昭和55年5月21日評議員会議決)	神社本庁の役員、その他の機関に関する規程 (昭和55年5月21日評議員会議決)	宗教法人「神社本庁」行規 (昭和51年改正施行行規)	備考 (法体系に関する判断の意源について)
前文 ●神社本庁は、全国神社の四倍法人として、行規を中心に運営されてきたが、今日まで重要な発展を遂げてきたのは、精神的統合の紐帯として基本的規程を整理整備することであった。よってここにその大綱を成文化して本憲章を制定した。	目的	1条 ●この宗教法人は「神社本庁」とい、その規程を「行規」という	
2条1項 ●神社本庁は、僧侶を本業と仰ぎ、専ら佛の徳を弘め給ふ。	総裁	39条1項 ●本庁は総裁を推戴する 39条2項 ●総裁は役員会を推戴し、評議員会の同意を得て推戴し、39条3項 ●総裁は表彰を行う	
4条1項 ●神社本庁は、総裁を推戴する 4条2項 ●総裁は、神社本庁の名誉を敬重し、表彰を行う	役員	40条1項 ●本庁に総裁1人を置く 40条2項 ●総裁は、評議員会において選任する 40条3項 ●総裁は、神社本庁及び神社行規の執行に神社の職員を統制する	
5条1項 ●神社本庁に、総裁以下の役員、その他の機関を置く	役員 2条 神社本庁の役員は、総理1人、理事17人とし、理事のうち1人を総長、1人を副総長、2人を常務理事とする 8条 理事及び監事は、在任中それぞれ宗教法人「神社本庁」の相当理事及び監事にあたる。	40条4項 ●総理は、行規を布達し、懲戒を行い、及び懲戒が欠けた場合に對して表彰を行う 40条5項 ●総理のすべての行為は、総長の首肯を經て行われしものとし、その責任は役員会が負う	昭和51年11月1日行規改正により新設された。 上記行規改正後の昭和55年5月21日制定の役員規程には行規40条5項に於ける「総理」とは行規10条1項に於ける「本庁の職員」に關することであり、役員規程7条9項の「総長の総長指名」は行規10条に於ける「本庁の職員」に關する。行規40条5項の「総理のすべての行為」は「負ふべき責任」に關する。
5条2項 ●総理は、神社本庁を総理し、これを代表する	総理	7条 ●役員のうち総長は、宗教法人「神社本庁」の代表役員とし、法人を代表する 9条1項 ●総長は、本庁の事務を総理し、総理に専断があるときはその職務を代理する	役員規程第9条5項には「役員のうち総理を総長として指名した役員が宗教法人「神社本庁」の代表役員となることを定めたもので、宗教法人法18条2項に於ける「総長の代表役員」に關する。
4条4項 ●総長は、総理の命を受けて神社本庁の行務を総理し、総理に専断があるときはその職務を代理する	総長	10条1項 ●役員は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する 10条2項 ●役員会は総理が招集する 10条3項 ●役員会は、専断決定において、正当な理由がなければ評議員会決議を尊重しなくてはならない	宗教法人法18条1項 ●宗教法人には3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。同法18条2項 ●代表役員は規則に別段の定めなければ責任役員相互の互選によつて定まる。
4条5項 ●副総長は、総長の職務を補佐し、その命を受けて常務を掌理し、及び総長に専断があるときはその職務を代理する	副総長	12条1項 ●総長は、役員会の議を経て、理事のうちから総理が指名する	●代表役員は規則に別段の定めなければ責任役員相互の互選によつて定まる。 ●理事は総理を補佐し、その命を受けて常務を掌理し、及び総長に専断があるときはその職務を代理する。 ●総理は総理を補佐し、その命を受けて常務を掌理し、及び総長に専断があるときはその職務を代理する。 ●役員は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する。 ●役員会は総理が招集する。 ●役員会は、専断決定において、正当な理由がなければ評議員会決議を尊重しなくてはならない。
4条6項 ●常務理事は、常務を掌理するに當り、総長を補佐する	常務理事	12条2項 ●総長は、役員会の議を経て、理事のうちから総理が指名する	役員規程12条2項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
5条2項 ●役員会は、総理が招集する	役員会	12条3項 ●総長は、役員会の議を経て、理事のうちから総理が指名する	役員規程12条3項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
7条1項 ●神社本庁の役員および監事は、神社本庁の評議員会で選任される	役員等の選任方法	12条4項 ●総理は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条4項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
7条2項 ●副総長は、役員を互選する	役員等の選任方法	12条5項 ●総理は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条5項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
10条1項 ●神社本庁の議決機関は評議員会とする	評議員会	12条6項 ●総長は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条6項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
10条2項 ●評議員会は、行規に定めるところによりこれを定める	評議員会	12条7項 ●総長は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条7項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
16条 ●神社本庁の宗教法人法による規則を行規とする	他の規程との関係	12条8項 ●総長は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条8項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
17条 ●行規及び規程等は、この憲章に準拠しなればならない	他の規程との関係	12条9項 ●総長は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条9項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
19条 ●この憲章の施行に關し必要な事項は、行規及び規程をもって定める	他の規程との関係	12条10項 ●総長は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条10項に於ける「役員」は「役員会」を指す。
付則3項 ●この憲章施行の際、行規及び規程の類規程は、この憲章に基づいて定めらるべきとする	他の規程との関係	12条11項 ●総長は、役員会を組織し、共同の責任を負い、本庁の事務を決定する	役員規程12条11項に於ける「役員」は「役員会」を指す。